

# みなかみ町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

平成 30 年 2 月

みなかみ町

(目的)

第1 このガイドラインは、町内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、防災、環境保全や景観保全に配慮するとともに、太陽光発電施設の導入が円滑になされるため、町及び関係地域住民に対し事業計画内容を事前に明らかにすること等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその附属施設をいう。
- (2) 発電施設 固定価格買取制度による全量売電を主たる目的とする事業用の太陽光発電施設をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 建築物に該当するもの
  - イ 設置者の事業所等と併設されるもの
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 中規模以上の発電施設 定格出力 30 キロワット以上の発電施設（同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの発電施設とみなす）をいう。
- (5) 設置者 発電施設を設置する者をいう。
- (6) 関係地域住民 中規模以上の発電施設の設置が計画される区域に接する土地及家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する地元区長をいう。また、中規模以上の発電施設の設置に係わる用排水路がある場合は、当該用排水路の水利権者及び利用者をいう。

(対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、町内全域とする。

(法令に基づく手続き等)

第4 設置者は、発電施設を設置する場合において、別表1に掲げる法規制に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、町の関係部署及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表2「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、別表1に掲げる法規制に該当するか否かに関わらず、当該計画が、防災、環境保全や景観保全に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

3 設置者は、計画地の全部又は一部が別表3「設置に慎重な検討が必要なエリア」に掲げる区域に該当する場合は、町の関係部署及び関係行政機関と協議し、防災、環境保全や景観保全の配慮を行い、計画の設計を行うものとする。

(中規模以上の発電施設の手続き)

第5 設置者は、中規模以上の発電施設の企画、立案をしようとするときは、みなかみ町開発事業指導要綱第5条の2第1項、第2項(開発事業構想)による手続きを行うものとする。

2 設置者は、開発事業構想において、みなかみ町開発事業指導要綱第5条の2第4項の規定による通知を受けた場合には、法令等に定められた手続きを行う前に、同要綱第7条第2項(開発事業計画協議書)による手続きを行うものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

第6 設置者は、中規模以上の発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 土地及び周辺環境の調査

中規模以上の発電施設設置を企画、立案する際には、県及び町が定めた土地利用計画や関係法令の規定に従い、土地及び周辺環境等の調査を行うこと。

(2) 地域との関係構築

設置者は、計画の設計段階から関係地域住民と適切なコミュニケーションを図ること。また、開発事業計画の策定に当たっては、地元区長と関係地域住民に対して文書の配布及び説明会等により事業内容を説明し、その結果として地元区長の意見書と関係地域住民説明報告書を町長に報告すること。

(3) 土地開発の設計

設置者は、関係法令及び条例の規定に従い、土地開発の設計を行うこと。また、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全や景観保全のための適切な土地開発の設計を行うように努めること。

(4) 防災

防災の観点から土地の形状、形質に対応した適切な設計、措置を行うこと。

ア 盛土、切土面の保護が必要な場合には、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などの対策

イ 切土、盛土をする場合で地下水によりがけ崩れ、土砂の流出のおそれがあるときは、事業区域内の地下水を排出する排水施設の設置

ウ がけ地の地域に設置する、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などでがけ地の崩壊対策

エ 湧き水がある場合には、地下排水管の設置など適切な措置

オ 地下浸透水や湧水を上水など生活に利用している地域では、水質の悪化や水量の低下を生じないような措置

カ 地盤が軟弱の場合には、地盤改良、擁壁、区域外での隆起、沈下が生じないよう土の置換、水抜き等の措置

キ 降雨等により土砂の流出や山腹崩壊等の山地災害が懸念される地域には、擁壁など適切な措置

ク 集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策(排水路改修、調整池等の設置)

ケ 架台下への適切な敷材の使用

(5) 周辺環境への配慮

設計・施工に当たり、発電設備の稼働音等が関係地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるよう努めること。また、発電施設の電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるよう努めること。

ア 太陽光モジュールからの反射光が周辺環境を害することのないよう、適切な措置を講ずるよう努めること。

イ 盛土・切土を行う場合には、土砂の流出による地域の水源の水の濁り防止

ウ 動植物について重要種の生育・生息が確認される場合には、その生育群における開発の回避や必要に応じた移植など

(6) 景観への配慮

太陽光発電施設は、景観へ配慮した設計、措置を行うこと。

ア 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。

イ 太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること。

ウ フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は周囲への影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること。

エ パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、周囲への影響が無いよう、景観に調和したものとすること。

オ 道路沿いや民家等に隣接して設置する場合は、通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。

カ 尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること。

キ 主要な道路から視認できる場合は、望見できないよう、植栽又は不透明性のフェンス若しくはその双方を設置すること。

ク 主要な眺望点から視認できる場合は、眺望に配慮し、太陽光発電施設の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。

(7) 施工に関する留意事項

関係法令及びみなかみ町開発事業指導要綱を遵守すること。

防災、環境保全、景観保全を考慮し土地開発の施工を行うよう努めること。また、施工の際は、周辺地域の安全を損なわないよう努めること。

(8) 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築

事業計画の段階において、保守点検及び維持管理計画や体制の構築を行うこと。

ア 保守点検及び維持管理に係る実施計画を策定すること。

その際、関係法令及び条例の規定に従い、保守点検及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと。

イ 電気事業法の規定により保安規程の届出義務がある場合、この保安規程を踏まえた保守点検及び維持管理計画を策定すること。

ウ 策定した保守点検及び維持管理計画に基づき、適切に保守点検及び維持管理を実施する体制を構築すること。電気事業法の規定により選任した電気主任技術者が必要な場合、その者を含めた体制とすること。

エ 発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。

(設置後に遵守すべき事項)

第7 設置者は、事業地の管理において、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 防災、設備安全、環境保全や景観保全に関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認するように努めること。
- (2) 発電設備の周囲に関係地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮すること。
- (3) 第三者の侵入があった場合、これを確認できるような措置を講ずるように努めること。
- (4) 防災、環境保全や景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うよう努めること。

(非常時に求められる対処)

第8 設置者は、災害発生時等の対応のため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- (2) 落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で、可能な限り速やかに現地を確認し、発電施設の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努力すること。
- (3) 発電設備に異常をきたすような落雷、洪水、暴風、豪雪等の発生が予想される場合、事前の点検等を行うように努めること。
- (4) 発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、町及び関係地域住民へ速やかにその旨を連絡するよう努めること。  
また、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるように努めること。被害が発生し損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応に努めること。
- (5) 発電設備の破損、事故等が発生した場合、原因究明と再発防止に努めること。

(積立資金の確保)

第9 設置者は、太陽光発電施設の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立を行わなければならない。

- 2 前項に規定する積み立てる費用は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第6号の規定により太陽光発電施設設置に要した費用として経済産業大臣に情報を提供した

額の 100 分の 5 以上の額とする。

- 3 設置者は、前項に規定する資金の積立の状況を 12 ヶ月ごとに町長に報告しなくてはならない。

(設置者の変更)

第 10 発電施設の設置者である所有者は、売買等により発電施設の権利を譲り渡す場合には、新たな所有者に対し、みなかみ町と協議した防災、環境保全、景観保全、積立資金の確保及び状況報告等の内容を申し伝えるものとする。

- 2 新たな所有者は、前所有者から申し伝えられた防災、環境保全、景観保全、積立資金の確保及び状況報告等の協議事項を引き続き遵守するものとする。

(撤去及び処分)

第 11 設置者は、太陽光発電施設の撤去・廃棄の具体的な方法について、事業計画の段階から検討し、事業計画に明記するものとする。また、事業終了後は、廃棄物処理法、建設リサイクル法及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)」に基づき、事業者の責任において適正に処理するものとする。

(補則)

第 12 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

- 2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 本ガイドラインは、原則として、本ガイドライン策定後に工事に着手する事業者に適用する。
- 3 本ガイドラインは、出力 30 k w 以上の事業用の太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く。)を対象とするが、出力 10 k w 以上 30 k w 未満の太陽光発電施設についても、本ガイドラインの趣旨を踏まえ「第 6 設置当たって遵守すべき事項」や「第 7 設置後に遵守すべき事項」に配慮した対応を行うこととする。

別表 1 太陽光発電施設設置関係法規

関係法令	主な手続きの概要	手続きの種類	問合せ先・提出先
国土利用計画法	一定面積以上の土地取引(売買等) ・市街化区域：2,000 以上※ ・都市計画区域：5,000 ㎡以上 ・都市計画区域以外の区域：	契約日を含めて 2 週間以内に届出	(提出先) 【町】地域整備課 ☎0278-25-5021 (問合せ先) 【県】地域政策課 土地・水 対策室 土地利用・水資源係

	10,000 m <sup>2</sup> 以上 ※みなかみ町には市街化区域 はない。		☎027-226-2366
群馬県大規模 土地開発事業 の規制等に関 する条例	5 ha 以上の開発行為	事前協議・承認申請	【県】地域政策課 土地・水 対策室 土地利用・水資源係 ☎027-226-2366
都市計画法	一定面積以上の開発行為（土 地の区画形質の変更） ・都市計画区域：3,000 m <sup>2</sup> 以 上 ・都市計画区域外：10,000 m <sup>2</sup> 以上	許可申請	【県】沼田土木事務所 建築 係 ※開発区域の面積が 0.3ha 以上 1 ha 未満 ☎0278-24-5511 【県】建築課 開発係 ※開 発区域の面積が 1 ha 以上 ☎027-226-3704
農業振興地域 の整備に関す る法律	農用地区域からの除外	農用地区域除外申出	【町】農業委員会事務局 ☎0278-62-3644
農地法	農地の転用	農地転用許可申請	【町】農業委員会事務局 ☎0278-62-3644
森林法	地域森林計画対象林内（保安 林・保安施設地区を除く）の 1 ha 以下の転用	・伐採及び伐採後の造林の届出（伐 採を開始する日前 90 日から 30 日 までの間） ・伐採及び伐採後の造林に係る森 林の状況報告（伐採完了日から 30 日以内）	【町】エコパーク推進課 ☎0278-25-8228
	地域森林計画対象林内の新た な土地所有	森林の土地の所有者届出（新たに 林地の所有者となった日から 90 日以内）	【町】エコパーク推進課 0278-25-8228
	地域森林計画対象民有林（保 安林・保安施設地区等を除く） の土地の 1 h a を超える開発 行為	許可（林地開発許可）	【県】利根沼田環境森林事 務所 森林係 ☎0278-22-4481
	森林法第 25 条第 4 号以下に 定める保安林（指定・解除の 権限が知事にあるもの）内に おける太陽光発電施設の設置	許可（保安林内作業許可） ※面積等一定の要件有り	【県】利根沼田環境森林事 務所 森林係 ☎0278-22-4481
群馬県水源地 域保全条例	水源地域内の林地の売買、貸 借等	契約 30 日前までに届出	【県】利根沼田環境森林事 務所 森林係 ☎0278-22-4481
河川法	河川保全区域内行為	許可申請	【県】沼田土木事務所 施設

			管理係 ☎0278-24-5511
工場立地法	敷地面積が 9,000 ㎡以上の工場の新設や変更	特定工場に係る届出	【町】観光商工課 ※太陽光発電施設は工場立地法の届出対象外（ただし、工場立地法の届出対象である特定工場の敷地内に設置する場合は、届出が必要となる場合があります。） ☎0278-25-5018
道路法	・道路管理者以外の者で、道路に関する工事又は維持を行う場合 ・道路管理者以外の者で、継続して道路に工作物等を設置する場合	許可申請	【国】国土交通省 高崎河川国道事務所 道路管理第一課 ☎027-345-6042 【県】沼田土木事務所 施設管理係 ☎0278-24-5511 【町】地域整備課 ☎0278-25-5019
航空法	以下に該当する場合は、航空障害灯の設置が必要 ・高さ 60m以上の物件 ・進入表面・転移表面又は水平表面に著しく近接した物件 ・航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの ・制限表面の上に突出する障害物件	届出	国土交通省 東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課 ☎03-5275-9296
群馬県自然環境保全条例	自然環境保全地域内の行為	許可・届出	【県】利根沼田環境森林事務所 林業緑化係 ☎0278-22-4481
自然公園法	国立公園内の行為	許可・届出	(提出先) 【町】観光商工課 ☎0278-25-5031 (問合せ先) 【国】環境省 中部地方環境事務所 長野自然環境事務所 谷川自然保護官事務所 ☎0278-62-0300
鳥獣の保護及	特別保護地区内の行為	許可申請	【県】利根沼田環境森林事

び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			務所 林業緑化係 ☎0278-25-4481
群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例	国内希少野生動植物種等の個体等の捕獲等生息地等保護区内の行為	許可・届出	【県】利根沼田環境森林事務所 林業緑化係 ☎0278-25-4481
文化財保護法	文化財指定地における現状変更等	許可申請	【町】教育課 ☎0278-25-5025
	遺跡がある事業地での開発	工事着手 60 日前までに届出	【町】教育課 ☎0278-25-5025
	周知の埋蔵文化財包蔵地以外での遺跡の発見	発見後、現状を変更することなく速やかに届出	【町】教育課 ☎0278-25-5025
土壌汚染対策法	3,000 m <sup>2</sup> 以上の形質変更（切土・盛土の合計面積）	工事着手 30 日前までに届出	【県】利根沼田環境森林事務所 総務環境係 ☎0278-22-4481
群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例	3,000 m <sup>2</sup> 以上の土砂埋立（土砂を運び入れての埋立）	許可申請	【県】廃棄物・リサイクル課 不法投棄対策第一係 ☎027-226-2865
みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	500 m <sup>2</sup> ～3,000 m <sup>2</sup> 未満の土砂埋立（土砂を運び入れての埋立）	許可申請	【町】生活水道課 ☎0278-25-5003
群馬県景観条例	景観形成地区内の大規模な工作物の設置、造成等	工事着手 30 日前までに届出	【県】都市計画課 まちづくり室 景観形成係 ☎027-226-3652
がけ崩れ防止法	急傾斜地崩壊危険区域内の行為	許可、許可行為の届出	【県】沼田土木事務所 施設管理係 ☎0278-24-5511
砂防法	砂防指定地内での行為	許可、許可行為の届出	【県】沼田土木事務所 施設管理係 ☎0278-24-5511
地すべり等防止法	地すべり防止区域内での行為	許可、許可行為の届出	【県】沼田土木事務所 施設管理係 ☎0278-24-5511 利根沼田農業事務所 農村整備課 ☎0278-23-0377

			利根沼田環境森林事務所 ☎0278-22-4481
消防法	高圧変電設備・4,800Ah セル 以上の蓄電設備の設置	届出	利根沼田広域消防本部 ☎0278-22-3137
建築基準法	建築物の建築	建築確認申請	【県】沼田土木事務所 建築 係 ☎0278-24-5511
騒音規制法	特定建設作業	作業開始7日前までに届出	【町】生活水道課 ☎0278-25-5003
振動規制法	特定建設作業	作業開始7日前までに届出	【町】生活水道課 ☎0278-25-5003

別表2 本ガイドラインで規定する「設置するのに適当でないエリア」

土地の利用規制	関係法令	エリア（区域の名称）
自然地域関係	自然公園法	国立公園 ① 特別保護地区 ② 第1種特別地域 ③ 第2種特別地域 ④ 第3種特別地域 ⑤ 普通地域
	群馬県自然環境保全条例	自然環境保全地域特別地区
	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区
農林地帯関係	農業振興地域の整備に関する法律 農地法	農振農用地区域 ① 第1種農地
	森林法	保安林
災害防止関係	砂防法	砂防指定地
	地すべり等防止法	地すべり防止区域
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	① 土砂災害特別警戒区域 ② 土砂災害警戒区域
	国土交通省や林野庁の調査要領等により県が実施した調査で判明した、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所、災害の発生源となる箇所です。	土砂災害危険箇所等 ① 土石流危険渓流 ② 地すべり危険箇所 ③ 急傾斜地崩壊危険箇所 ④ 地すべり危険地区
景観関係	群馬県景観条例	谷川区景観形成住民協定の地区

公共物保全関係	河川法	① 河川区域 ② 河川保全区域
文化財関係	文化財保護法	① 重要文化財 ② 国指定文化財 ③ 名勝 ④ 天然記念物等指定地
	群馬県文化財保護条例	県指定文化財

別表3 本ガイドラインで規定する「設置に慎重な検討が必要なエリア」

土地の利用規制	関係法令	エリア（区域の名称）
農林地帯関係	森林法	地域森林計画の対象民有林
災害防止関係	国土交通省や林野庁の調査要領等により県が実施した調査で判明した、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所、災害の発生源となる箇所です。	土石流危険区域
文化財関係	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地
自然地域関係	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区